



# さいくうあと通信

発行 明和町 斎宮跡・文化観光課  
(明和町大字馬之上 945 番地)  
電話：0596-52-7126 FAX：0596-52-7133  
E-mail：saikuuato@town.mie-meiwa.lg.jp

## ノハナショウブだけじゃない！ 「斎宮のハナショウブ群落」に咲く貴重な植物

国の天然記念物に指定されている「斎宮のハナショウブ群落」。毎年この時期、5月下旬から6月上旬にかけて約3000株のノハナショウブが咲き誇ります。鮮やかな紫紺の花を求めて、町内外からたくさんの方がこの群落を訪れます。ノハナショウブは町の花に指定され、これまで長い間地元の人々に大切にされてきました。このように人々を楽しませているノハナショウブですが、実は群落には他にも様々な植物が群生しています。その中で今回はノカンゾウを紹介します。

ノカンゾウは6月下旬から7月に見頃を迎えます。ちょうどノハナショウブの花が散った後に咲き始めます。花の色は鮮やかなオレンジ色で、ユリのような形をしています。茎は約80cmまで成長します。また、ノカンゾウには利尿作用や解熱作用があり、むくみや不眠・うつ症状を改善する効果もあるとされています。そのため、食用や薬として利用されてきました。一方、レッドリスト（絶滅のおそれのある動植物のリスト）にも含まれている貴重な植物でもあります。ノカンゾウは別名ベニカンゾウといいます。また、昔から「忘れ草」とも呼ばれています。花が咲いている期間が非常に短く、1日限りで散ってしまうことからこの名前が付けました。忘れ草は古くから多くの歌が詠まれてきました。『万葉集』にも忘れ草を詠んだ歌がいくつか存在します。



指定地に咲くノカンゾウ

### わすれ草 わが紐に付く 香久山の 故りにし里を 忘れむがため

(訳：わすれ草を私は紐につける。香久山のあたりのあの懐かしい故郷をひとときでも忘れていたために。)

おとものたびと

この歌は「令和」の元号とゆかりの深い、太宰府の長官である大伴旅人が「忘れ草を身に着けると憂いを忘れる」という中国の故事にならって、遠く離れた故郷の都への思いを断ち切ろうとした歌です。古の時代から数多の人々に愛されてきたノカンゾウ。実は身近な場所で見ることができたのです。ぜひ一度、ノハナショウブが咲き終わってから「斎宮のハナショウブ群落」を訪れてみてはいかがでしょうか。



開花時



開花後しばらく経過

## 町内伝統行事の記録 DVD が完成しました！

明和町日本遺産活用推進協議会（事務局：明和町齋宮跡・文化観光課）では、文化庁の補助を受けて、平成 30 年度から町内の無形文化財を対象にした記録 DVD を作成しています。この記録映像は記録編と普及編の 2 種類があります。記録編は、実際に伝統行事を実施している自治会や保存会を対象に、後継者への伝承や災害等によって祭礼等が途絶えてしまった場合でも復興できることを願って作成しました。普及編は、それぞれの伝統行事の魅力を多くの方々に知ってもらうことを目的とし、役場のホームページや SNS での公開、講演会や学校教育で活用ができるよう作成しました。これまでに作成した伝統行事は以下のとおりです。

### ○平成 30 年度

- ・大淀の祇園祭（町指定無形民俗文化財）  
（三地区、三世古、山大淀、東区）
- ・蓑村虫送り（町指定無形民俗文化財）
- ・中村の安産祈禱相撲、志貴の精霊相撲
- ・前野のお頭神事（町指定無形民俗文化財）

### ○令和元年度

- ・宇爾櫻神社 天王踊（町指定無形民俗文化財）
- ・佐田西出 天王さんのお社塔（町指定無形民俗文化財）
- ・上村、池村の道切り行事



制作した DVD

普及編については、町内の学校や文化施設等に配布するほか、行政チャンネルでの放映や役場 HP でのインターネット配信（youtube：明和町齋宮跡・文化観光課で検索ください）を行い、普及啓発を進めていきます。また、令和 2 年度も引き続き本事業をすすめていく予定です。

新型コロナウイルスの感染拡大が大きな問題となっていますが、これらの伝統行事は疫病退散や住民の健康を祈願するものです。この機会に改めて町内の文化財に興味を持っていただき先人方の願いを知ってみるのはいかがでしょうか。なお、DVD は役場齋宮跡・文化観光課で貸出も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

## 史跡内での工事は、事前に齋宮跡・文化観光課までご連絡ください！

史跡齋宮跡地内での建物の新築、解体撤去、合併浄化槽の設置、フェンスやブロックの設置などの工事を行う際には、文化財保護法の適用のもと、事前に許可申請が必要となります。また、齋宮跡以外の地域においても、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡の範囲）内で開発する際は同法により届出が必要です。文化財の保護に皆様のご理解、ご協力をよろしく申し上げます。なお、ご不明な点は役場齋宮跡・文化観光課（電話：52-7126）までご相談下さい。

